



# 寄付・会費で支援活動を支えてください

頂いた寄付・会費は  
こんな支援活動に使われます。

事務所・相談室の維持管理  
直接支援にかかる活動費  
会報誌・リーフレット等の発行

どうか私たちの活動を支えてください。

HPでもご案内しています。  
<http://ovsc.life.coccan.jp/contribution.html>

■ 支援自動販売機の設置  
売り上げの一部を寄付する仕組みになって  
います。

■ ホンデリング  
ご不要になった本、CD、DVD、ゲームを  
ご寄付ください。

■ ご寄付  
随時お受けしています。

■ 賛助会員年会費  
法人・団体 ー□ 10,000円  
個人 ー□ 3,000円

■ 振込先  
滋賀銀行 県庁支店  
(店番 160) 普通口座 番号 5 2 1 8 4 1  
口座名：公益社団法人  
おうみ犯罪被害者支援センター  
ゆうちょ銀行  
振替口座 00900-5-156898  
加入者名：おうみ犯罪被害者支援センター

支援自動販売機・ホンデリングの詳細については、  
事務局までお問い合わせください。



おうみ犯罪被害者支援センターへの賛助会員年会費および寄付は税制優遇が受けられます

個人の所得税  
課税所得から(寄付金額-2,000円)の額が控除されます。  
※所得金額の40%相当額が限度

$$\left[ \begin{array}{l} \text{課税所得} \\ \text{所得金額} - (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \\ \text{所得控除額} \end{array} \right] \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

個人の場合

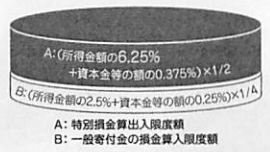
個人の住民税  
個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した  
寄付金(公益法人に対する寄付金等)は、以下の金額が個人住民税の  
額から控除されます(税額控除)。

- ア 都道府県が条例指定…(寄付金額-2,000円)×4%
- イ 市区町村が条例指定…(寄付金額-2,000円)×6%
- ⇒重複指定であれば、(寄付金額-2,000円)×10%

相続税  
相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

法人の損金算入に係る別枠措置  
会社などの法人が寄付した場合、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別の損金算入限  
度額が設けられています。(公益法人に対する寄付金は、下記A+Bが限度額となる。)

- A：特別損金算入限度額＝(所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)の2分の1
- B：一般寄付金の損金算入限度額＝(所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%)の4分の1



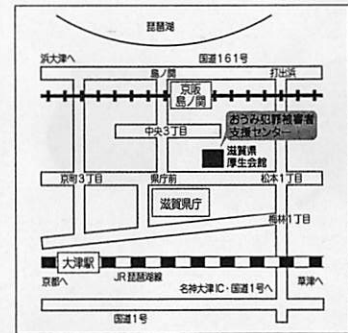
法人の場合

滋賀県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人

## おうみ犯罪被害者支援センター Omi Victim Support Center (OVSC)

〒520-0044  
滋賀県大津市京町4丁目3番28号 滋賀県厚生会館1階  
事務局専用TEL/FAX 077-527-5310  
月～金曜日 (年末年始・祝日は休み)

E-mail [npoovsc@yahoo.co.jp](mailto:npoovsc@yahoo.co.jp)  
URL <http://ovsc.life.coccan.jp/>



この事業案内は、赤い羽根共同募金の助成を受けて作成しています。赤い羽根共同募金

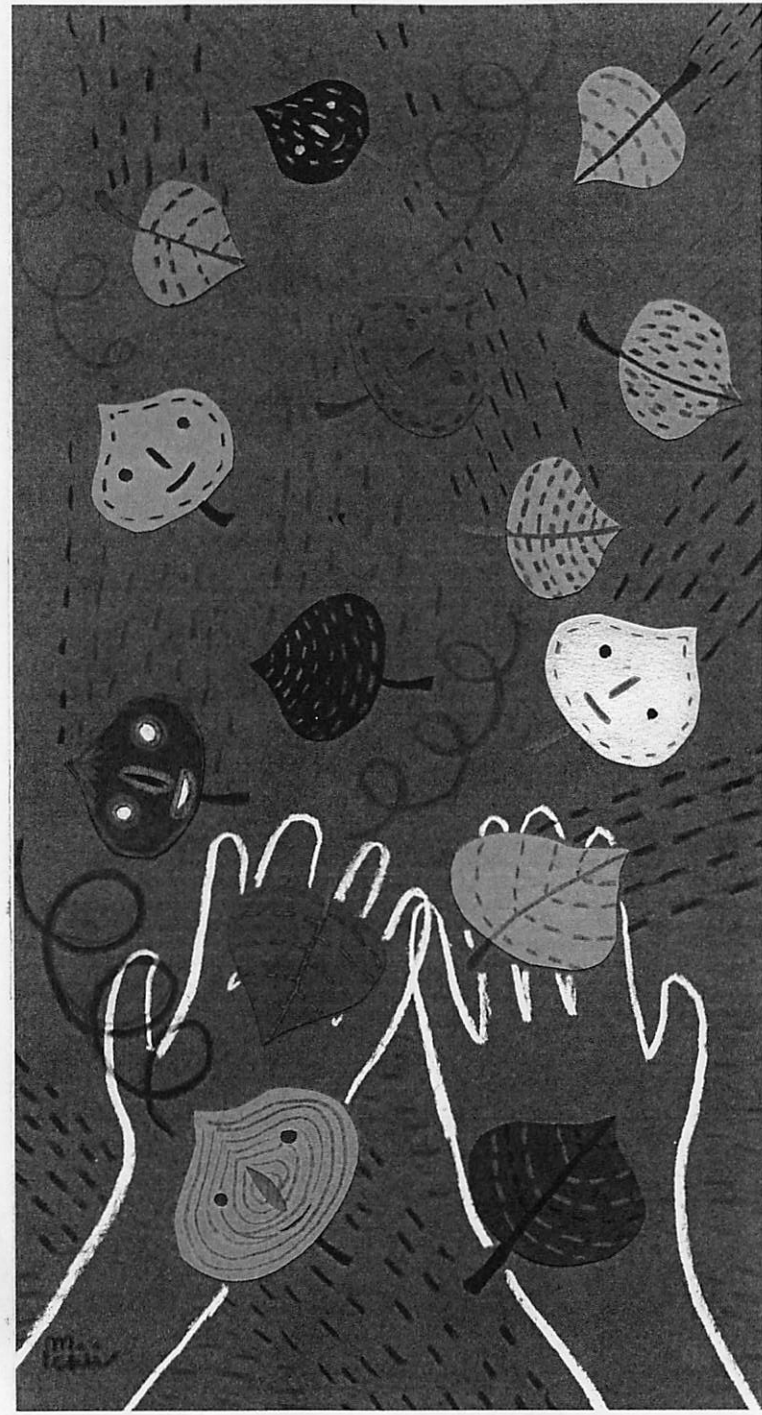


イラスト 市居みか

Omi Victim Support Center

滋賀県公安委員会指定  
犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人

# おうみ 犯罪被害者 支援センター

事業のご案内

相談電話

077  
いつかニコリ はいおうみ  
**525-8103**  
心に一番 やぎしい  
**521-8341**

電話相談開設日  
月～金曜日 10時～16時  
(年末年始・祝日は休み)

性被害緊急ホットライン

★ 24時間 365日受付

ニコリキューキュー サトコ  
**090-2599-3105**

SATOCO 性暴力被害者総合ケア  
ワンストップ びわ湖  
E-mail [satoco3105biwako@docomo.ne.jp](mailto:satoco3105biwako@docomo.ne.jp)  
[satoco3105biwako@gmail.com](mailto:satoco3105biwako@gmail.com)

## ある日突然、犯罪はおこります。

何の前触れもなく、同じ社会に住む人間から理不尽に一方向的に体を傷つけられたり、大切な財産や命までも奪われてしまいます。

犯罪は、人間としての尊厳や人権を踏みにじる行為です。

被害者やその周りの方が受けるダメージは、想像を超え、日常生活を始めその後の人生にも大きな影響を及ぼす場合があります。

社会への安心感、人に対する信頼感、将来の夢や希望のある生活を取り戻すため精一杯努力しているにもかかわらず、苦しい思いをすることがあります。

当センターでは、専門的訓練を受けた相談支援員が「一人一人に必要な支援を必要なだけ」との思いで活動しています。

### あゆみ

- H12年 設立・設立総会 開催  
守山市内にて電話相談業務を週2日開始
- H13年 DV被害体験者面接調査実施業務 受託  
特定非営利活動法人(NPO)として登記、認証を受ける  
DVシェルターのあり方に関する調査研究業務 受託  
滋賀県からDV相談員等養成講座業務 受託
- H15年 電話相談開設日を週4日に拡充
- H16年 交通事故相談員アドバイザー 受託
- H17年 DV相談員専門研修講座 受託
- H20年 事務所を現在地(大津市・滋賀県厚生会館)に移転  
相談支援開設日を週5日に拡充
- H21年 滋賀県、滋賀県警察から犯罪被害者支援業務 受託  
公安委員会より犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける
- H23年 朗読による啓発活動グループ「リーフ」発足  
「DV相談のてびき」作製
- H24年 「デートDV」のDVD・指導のてびき 作製
- H25年 草津市市民協働事業(中学生に対するデートDV防止授業)受託  
絵本「たすけて」作製
- H26年 性暴力被害者総合ケア ワンストップびわ湖(SATOCO)開設  
認定特定非営利活動法人として認定
- H27年 「設立15周年感謝のつどい」開催
- H28年 絵本「たすけて」のDVD 作製  
相談者のための「支援的相談」DVD 作製
- H29年 滋賀県犯罪被害者等支援コーディネート 受託  
パネル展示及び巡回相談開始  
「たすけて2」絵本・DVD 作製  
一般社団法人設立
- H30年 公益社団法人の認定を受ける  
センター拡充(面接室、研修室等)

### 充実した支援にむけて 養成・研究活動

#### 養成・研修

- ・新規相談支援員養成講座開催
- ・相談支援員スキルアップ研修  
(センター内、近畿ブロック・全国研修)
- ・DV相談員専門研修連続講座開催

#### 調査・研究

- ・行政機関や警察署との意見交換会
- ・「犯罪被害者支援手引書」作成参加
- ・「DV相談のてびき」作成
- ・「デートDV」のDVD、  
「指導のてびき」作成
- ・学会・研究会へ参加

#### 関係団体との連携

- ・自助グループとの活動協力
- ・関係機関被害者担当との連携
- ・相談機関連絡会へ参加
- ・全国犯罪被害者支援ネットワークへ加盟  
どこにいても同じ支援を受けられることを目指して、  
全国の支援センターとネットワークを結んでいます。

### 滋賀県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

都道府県公安委員会は、被害にあわれた方の支援を適正・確実に行うことができる非営利の法人を「犯罪被害者等早期援助団体」に指定しています。当センターは平成21年に指定を受けました。  
警察が支援を必要と判断した場合、被害者や家族の同意を得たうえで指定団体へ情報を提供、連絡を受けた当センターは必要とされる支援を行います。  
私たちは早期援助団体の責務を自覚し、守秘義務を遵守しながら、皆様のご期待に添えるよう努力しています。

### 犯罪被害者に寄り添って 相談支援活動

#### 相談支援

- ・電話相談
- ・面接相談
- ・カウンセリング
- ・弁護士相談

#### 直接的支援

- ・付添い  
(裁判所、警察、弁護士、  
行政の窓口、病院、  
カウンセリング、  
マスコミ取材 など)
- ・申請書類作成補助
- ・情報提供
- ・代理傍聴

### 安心して暮らせる社会をめざして 広報啓発活動

#### 広報・啓発

- ・会報誌「OVSCのーと」発行
- ・リーフレット等広報資料の作成
- ・街頭、駅前啓発活動

#### 企業・区市町・学校等への講師派遣

- ・犯罪被害者の人権に関する研修
- ・犯罪被害者支援に関わる研修
- ・相談スキルに関わる研修
- ・朗読グループ「リーフ」公演
- ・デートDV防止啓発授業
- ・性暴力被害予防啓発授業(性の健康教育)

被害者も そのまわりの人も  
安心して暮らせる社会

